

平成20年

刈谷知立環境組合議会第1回定例会会議録

平成20年2月28日



議事日程第1号

平成20年2月28日(木)

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 刈谷知立環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第2号 平成19年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第3号 平成20年度刈谷知立環境組合一般会計予算

---

出席議員(15名)

1番	安部周一	2番	檜谷勝
3番	石川信生	4番	神谷昌宏
5番	佐野泰基	6番	神谷ひさ子
7番	大長雅美	8番	塚本孝明
9番	嶋崎康治	10番	寺田吉成
11番	野村武文	12番	田中信好
13番	山内智彦	14番	渡辺周二
15番	中島牧子		

欠席議員(0名)

---

説明のため議場に出席した者(5名)

管理者	竹中良則	副管理者	本多正幸
会計管理者	岡本和夫	所長	酒井恒房
業務課長	稲垣重敏		

---

職務のため議場に出席した事務局職員(7名)

技監	岩崎翼	副主幹	佐藤豊
主幹	深谷鋼一	主幹	高木基光
副主幹	野村定利	副主幹	稲垣重雄
副主幹	神谷素直		

○所長（酒井恒房）

本日はご多忙の中、組合議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

開会前に、本日の定例会の運営などについて、ご説明申し上げます。

まず最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行っていただきます。

引き続き、日程第2、会期の決定を行っていただきますが、会期については、本日1日間ということで、議長からお諮りいたしますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第3、議案第1号 刈谷知立環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第2号 平成19年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第3号 平成20年度刈谷知立環境組合一般会計予算についての審議を賜りますので、よろしく願いをいたします。

---

○議長（塚本孝明）

開会前の諸般のご報告を申し上げます。

携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしておいていただきたいと思います。

発言される場合は、マイクのスイッチを入れていただきますようお願いいたします。

---

午前10時00分 開会

○議長（塚本孝明）

ただいまから、平成20年第1回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので、ご了承を願います。

---

○議長（塚本孝明）

これより、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、4番 神谷昌宏議員、13番 山内智彦議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（塚本孝明）

次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本会議の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本孝明）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（塚本孝明）

次に日程第3、議案第1号 刈谷知立環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。所長。

○所長（酒井恒房）

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 刈谷知立環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

この条例は、一般廃棄物処理施設を設置する場合に、実施する生活環境影響調査の結果などを記載した報告書等の縦覧の手続及び意見書の提出方法について、必要な事項を定めたものでございます。

今回、改正をお願いいたしますのは、縦覧の場所に関する部の名称を改正するものでございます。第4条第1項第2号中、刈谷市市民経済部環境課を刈谷市経済環境部環境課に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

提案理由として、諸般の情勢により、必要があるからであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（塚本孝明）

ただいまの説明に対する質疑、討論を許可いたします。

11番、野村武文議員。

○11番（野村武文）

この原案につきましては、賛成でございますが、この点、お尋ねしたいと思います。

本議案にございました、いわゆる生活環境影響調査というものがございまして、これは何に基づいて実施するものかということについてお尋ねします。

あわせて、その調査内容ですが、これについてもお尋ねします。

以上です。

○議長（塚本孝明）

所長。

○所長（酒井恒房）

野村議員さんのお尋ねでございますが、この生活環境影響調査は、一般廃棄物処理施設を設置するときに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づいて実施するものであります。

調査内容としましては、ごみ焼却施設の供用、存在により影響を及ぼすと想定されます大気、騒音、振動、悪臭でございます。

以上でございます。

○議長（塚本孝明）

11番、野村武文議員。

○11番（野村武文）

ありがとうございました。いわゆるこの調査は、今、施工されている建物についての調査ということで、それはそれで重要な問題だというふうに思います。市民の皆さんの関心は、その問題から、今後どうなってしまうんだと、施設ができた後、どうなっていくのかと、この点が問題になるというふうに思うんです。したがって、いわゆる施設完成後における各種環境調査というものは、組合としてはどのように展開されて、そして、それを住民の皆さんにどのように公表し、周知させていくかということについてお尋ねします。

○議長（塚本孝明）

所長。

○所長（酒井恒房）

施設完成後の各種の環境調査の結果は、どのように公表していくのか、今後どうするのかというお尋ねでございますが、まず、現施設におきましては、法令等に基づいて排出ガス等の調査測定を定期的に行っております。

その結果につきましては、地元の4地区長さん、重原、半城土、野田、これは刈谷市でございますが、知立市の西中、そこの4地区長さんにお出向をいただき開催しております公害防止対策協議会において報告をいたします。その内容につきましては、地元回覧もしております。また、組合のホームページの中でも公開をし、広く市民の皆様へ周知に努めております。

なお、現在建設中の工場棟でございますが、これも完成後も同様の形で周知に努めていく予定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（塚本孝明）

11番、野村武文議員。

○11番（野村武文）

ありがとうございました。引き続いて、例えばそういうことは、今後大きな問題だと感じますので、そういうことの徹底をお願いしたいと思います。

例えば、私が一市民として、組合に入ってきましたよね。さあ、どうだといったときにも、ちゃんご説明いただけるというふうに思いますが、この点、そうなると思いますので、ぜひ、そういうふうに公開されて、市民の皆さんが、いつ行っても丁寧に説明していただいて、納得いただけるような方向をこれからも続けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚本孝明）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論は終結をいたします。

これより本案を採決いたします。本案を原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本孝明）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（塚本孝明）

次に日程第4、議案第2号 平成19年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明願います。業務課長。

○業務課長（稲垣重敏）

補正予算の説明に先立ち、今回の補正の概要について、ご説明をいたします。

今回の補正は、一般廃棄物処理施設整備事業につきまして、継続事業の年度間の事業費等の変更に伴い、行うものであります。

変更の1点目として、19年度当初予算で予算化しておりました額を上回る交付金の内示に伴い、交付対象事業費を変更するとともに、交付金及び起債の額を変更するものであります。

次に2点目として、継続事業の各年度間の事業費の変更を行うことにより、年度間の総額に対する進捗率を変更するものであります。

なお、この整備事業につきましては、各年度において進捗状況に応じて逐次繰越等をし、調整をしてみたいと考えております。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第2号 平成19年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,267万5,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正による」とするものであります。

第2条は継続費の変更で、「第2表継続費補正による」とするもの。

第3条は地方債の変更で、「第3表地方債補正とする」ものであります。

なお、第1表から第3表につきましては、2ページから5ページに記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

詳細につきましては、予算説明書でご説明いたしますので、補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳出であります。4款1項1目一般廃棄物処理施設整備事業費は3億円を増額し、48億2,743万9,000円とするものであります。これは国庫補助金であります循環型社会形成推進交付金の増額内示に伴うもので、継続費の年度間の事業費を変更することにより、15節工事請負費で3億円の増額をお願いするものであります。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

19年度の循環型社会形成推進交付金の追加内示に伴い、事業費を増額することにより国庫補助金を1億円、地方債を2億円、それぞれ増額をするものであります。

次に、継続費の補正についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお願いいたします。

19年度の事業費を増額することにより、当初予算では総額に対する進捗率を19年度33.9%、20年度27.2%としておりましたが、年度間の調整を行い、表のとおり変更するものであります。

なお、一般廃棄物処理施設整備事業費の全体の財源内訳につきましては、変更はございません。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（塚本孝明）

ただいまの説明に対する質疑、討論を許可します。

11番、野村武文議員。

○11番（野村武文）

ただいま、ご説明をいただきまして、いわゆる今年度でなくて、昨年度で、こういうことで国庫交付金の補正を前倒しで済ませて、そして事業展開をしたわけですが、今回もこちらの都合でなくて、国の方の都合で1億円くれるということ。それに対して前倒しと、そういう現象が2年連続で来ているわけですけれども、そういうことになりますと、一体、3億円合計でどういう事業対象になるのかと。この辺をちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

そして、今年度といってもほとんどが日にちもないわけですが、今年度の執行可能な範囲、これについてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（塚本孝明）

業務課長。

○業務課長（稲垣重敏）

今回、補正の3億円の事業対象はというお尋ねと、今年度、どこまでできるのかということですが、補正予算のまず3億円の内訳でございますが、内訳といたしましては、機械設備工事と、電気設備工事になります。具体的には、機械設備工事といたしましては、受け入れ供給設備、これは傾斜投入式ごみ投入装置などの設備になります。それと燃焼ガス冷却設備、そのほかに雑用空気圧縮機などの雑設備でございます。また、電気設備工事につきましては、誘引通風機制御盤を始めとする盤関係の内容になります。これらのうち、燃焼ガス冷却設備を除くものにつきましては、執行が可能で、その額は1億円を見込んでおります。残りの2億円ほどにつきましては、20年度への通次繰越を想定しておりますが、工事の全体のスケジュールにつきましては、影響はございませんので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚本孝明）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論は、終結をします。

これより本案を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本孝明）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（塚本孝明）

次に日程第5、議案第3号 平成20年度刈谷知立環境組合一般会計予算を議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明願います。所長。

○所長（酒井恒房）

それでは、平成20年度一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第3号 平成20年度刈谷知立環境組合一般会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,116万6,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとなります。

第2条は、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものとなります。

第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の同一款内の各項の間において流用できる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものとなります。

4ページをお願いいたします。

第2表は地方債で、ごみ処理施設整備事業の限度額を20億2,500万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものであります。

続きまして、内容についてご説明いたしますので、予算説明書の8、9ページをお願いいたします。

まず歳出であります。1款1項1目議会費は237万7,000円で、組合議会の運営に要します経費であります。

10、11ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は1億4,716万1,000円で、一般職の職員の人件費及び組合の一般管理に要する経費であります。

次のページをお願いいたします。

主なものとしましては、19節負担金、補助及び交付金のうち、愛知県派遣職員負担金790万円は、ごみ焼却施設の更新事業を進めるため、愛知県職員の派遣を受けており、派遣職員の人件費の組合負担分であります。

14、15ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は8億8,960万円で、ごみ処理及び施設の維持管理に要する経費であります。主なものとしまして、環境員の人件費を2節から4節に計上しております。

11節需用費は1億9,285万8,000円で、主なものは消耗品費7,774万6,000円で、ごみ焼却処理に必要な薬剤費として、消石灰、キレート剤の購入費、ダイオキシン類対策としての活性炭の購入費が主なものであります。

光熱水費1億923万3,000円は電気料、水道料であります。

次のページをお願いいたします。

13節委託料は5億7,431万9,000円で、主なものは、2行目にあります施設運転管理委託料1億4,864万4,000円で、ごみ焼却施設を12月まで1日24時間連続運転するための運転管理を委託するための経費であります。

10行目をお願いします。廃棄物埋め立て処分委託料の8,870万4,000円は、焼却灰や破砕残さを衣浦ポートアイランドで埋め立て処分するための経費であります。

ごみピット壁面等洗浄業務委託料3,000万円は、現在の焼却炉停止に伴い、ごみピット壁面、灰ピット壁面、排水処理各槽などの洗浄を行うための経費、ごみ焼却施設教育訓練期間運転管理業務委託料の1億4,000万円は、新しい焼却施設の安定的な運営を確保するために、運転操作習得のための教育を試運転期間中に行う経費であります。

15節工事請負費は9,150万円で、主なものは、3行目にあります粗大ごみ破砕施設整備工事費

4,000万円で、現工場棟の停止に伴い、粗大ごみ破碎施設から新工場棟へ可燃ごみを搬送するコンベアを改造する経費などであります。

リサイクルプラザ設置工事費250万円は、既設の管理棟を改修し、2階の一部を展示場、再生家具補修場として整備する経費であり、平成21年4月オープンを予定しております。

18、19ページをお願いいたします。

2目余熱ホール管理費は1億3,101万2,000円で、余熱ホールの管理運営に要する経費であります。主なものといたしましては、職員及び臨時職員の人件費を2節、3節、4節及び7節に計上しております。

11節需用費は3,381万9,000円で、主なものは光熱水費の2,504万6,000円で、電気料、水道料、ガス使用料であります。

次のページをお願いいたします。

13節委託料は5,384万7,000円で、主なものはプール施設等監視及び管理委託料であり、プール施設の監視、管理を委託する費用でありまして、監視体制といたしましては、平日8人、土・日12人、夏休みの繁忙期におきましては17人の陣容で対処しており、安全管理に努めております。

15節工事請負費は1,610万円であります。別冊の主要事業の概要をお願いいたします。4ページの4にあります事業の概要に記載してあります整備工事を行うものであります。

説明書に戻っていただきまして、22、23ページをお願いいたします。

4款1項1目一般廃棄物処理施設整備事業費は、33億1,203万7,000円であります。これは17年度から20年度までの4年間の継続事業で、ごみ焼却施設の更新を行うものであります。

主要事業の概要の5ページをお願いをしたいと思います。

一般廃棄物処理施設整備事業で、事業年度は平成17年度から20年度であります。20年度事業費は33億468万3,000円で、そのうち継続費の年度割合は24.9%であります。4年間の事業費の合計は132億5,073万円であり、事業の概要については記載のとおりであります。

説明書に戻っていただきたいと思えます。5款1項1目公債費の償還元金といたしまして1,004万9,000円、2目公債費の利子といたしまして7,883万円、6款1項1目予備費につきましては10万円であります。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、予算説明書の4、5ページをお願いいたします。

1款1項1目分担金は17億5,516万5,000円であります。前年対比といたしまして、7億6,566万6,000円の減となっております。これは、一般廃棄物処理施設整備事業に伴い減少するものであります。両市の分担金は、刈谷市11億3,424万9,000円、知立市6億2,091万6,000円であります。

続きまして、2款1項1目余熱ホールの使用料は3,278万6,000円であります。

2項1目ごみ処理手数料は2億1,727万円で、一般家庭以外のごみ焼却処理手数料として、事業

者より納入されるものであります。

3款1項1目衛生費国庫補助金は5億1,111万5,000円であります。17年度から着手しております一般廃棄物処理施設整備事業にかかわる20年度分の循環型社会形成推進交付金であります。

次に、4款1項1目繰越金は1,000万円であります。

6、7ページをお願い申し上げます。

5款1項1目は雑入で1,983万円で、主なものは資源ごみ売却収入であります。

6款1項1目組合債は20億2,500万円で、一般廃棄物処理施設整備事業に係る起債であります。

なお、24ページから29ページに給与費明細書、30、31ページに継続費に関する調書、32ページに地方債に関する調書を記載しております。

また、別冊といたしまして、先ほど見ていただきました平成20年度当初予算主要事業の概要を添付しておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（塚本孝明）

ただいまの説明に対する質疑、討論を許可いたします。

15番、中島牧子議員。

○15番（中島牧子）

少し聞かせていただきます。

20年度で建設工事、新しい施設の工事が完了すると、そういう運びになるわけではありますが、この前からの懸案であります灰溶融炉のスラグが出てくるこの問題で、私も前議会でも提起をさせていただきました。リサイクルの率をどうやって上げるのかという、こういうことの検討が煮詰まってきているのかなというふうに思うわけですが、その点を伺いたいと思うのです。

全国のごみの溶融スラグ製造量、及びリサイクル量と、こういうのがインターネットであったんですけども、年々、これは上がってきているということで、品質がよくなってくれば、リサイクルの率も上がっていくというようなことで、全国のこれは平成13年のこの集計はちょっと古いという感じがするので、随分違っているのだらうと思いますが、56.7%というふうに出ております。もちろん埋め戻しとか、他に施設内の何か工事に埋め戻しただけとか、そういうことも含めてのリサイクルということで、第二次のコンクリート製品にするとか、いろいろな分類でそれぞれ率が出ているわけですが、こういう全国の取り組みがあるわけですが、その環境組合としては、その点、その研究がどこまで詰められてきたのかなと、そういうことですね。どの程度のリサイクル率を目標として頑張っていこうとしているのか。そのことによって、両市の最終処分場の問題、また、ポートアイランドの問題もありますので、非常に重要かというふうに思いますので、その点をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、もう一つ、ついでに聞いておくわけですが、今度、管理棟の方にリサイクルプラザをつくっていただけるということも出ております。大変期待されるかなというふうに思います。新しい施設で、ぴかぴかの大きなところというふうには、なかなかならないわけですが、現状の中で、管理棟の一部をリサイクルプラザにしていこうという、こういうことではありますが、この点、もう少し内容についてご説明をいただきたいということと、それから、そこは非常にリサイクルするだけでなく、情報発信の場というふうにも私は考えなければならないではないかというふうに思うのです。環境影響とか、いろいろなことが今、重要な問題になっておりますので、そういう情報発信の場ということも含めて、私はぜひ進めるべきではないかなというふうに思いますけれども、この運営の方針などについて、もう少し内容をお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（塚本孝明）

所長。

○所長（酒井恒房）

中島議員さんから2点の質疑をいただきました。

まず、溶融スラグの再利用に向けての状況ということでございますが、刈谷、知立両市に、溶融スラグ利用の二次製品への積極的な利用のお願いをしたことは、前回の議会にもご説明したとおりでございます。その後、近隣のコンクリート二次製品の製作者数社に状況の説明ですとか、聞き取りを行っております。結果的には、約半分の業者からは、スラグ利用に当たり、前向きな感触を得ております。しかし、いずれの業者にいたしましても、実物を見ないことには、正式な回答はしかねるとのことです。10月以降の試験運転により生産されます灰溶融スラグの品質を見た上で、再度調整をしていく予定をしております。

また、J I S規格に対する考え方を持っておりまして、組合としましては、更新施設建設の請負業者に対しまして、J I S規格にのっとった溶融スラグとなるよう、既に指示を出しておるところでございます。また、正式稼働後もJ I S規格品として安定供給をしていくために、定期的に外部機関による分析調査を行っていく必要があると考えられます。

続きまして、リサイクルプラザの内容についてということでございますが、今回、ごみの減量及び資源の有効利用、再利用の促進を図ることを目的として、リサイクルプラザを開設してまいります。既設の管理棟を改修し、2階の一部、約240平方メートルを展示場、再生家具補修場等として整備をいたしまして、リサイクルプラザとして再生補修家具の展示、入札を行うとともに、生活小物、雑貨の受け入れ、販売を行うリサイクルショップを運営いたします。運営は、外部委託で行っていきたくて考えておりまして、平成21年4月の開設を目指しております。プラザ内に、啓発パネルを掲示するなど、プラザを訪れる市民に対して、ごみ減量、資源ごみの有効利用などについて、

啓発をし、環境保全に対する意識向上を図り、市民一人一人の活動の積み重ねによるCO<sub>2</sub>削減、ひいては地球温暖化防止に寄与していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本孝明）

15番、中島牧子議員。

○15番（中島牧子）

ありがとうございました。スラグの問題では、もう既に数社と話し合っているということで、現物が出てきてみないとよくわからないと。もちろんJ I S規格をきちっと前提にしてやっていくと。こういうことも明らかになっておりますし、その内容が低下しないように、常時、しっかりと監視していかなければならないだろうというふうに思うわけですが、安定供給というふうな話もありまして、当然、企業の方がそれを商品化する上では、その問題もあるのだろうと思いますが、当市のごみ焼却量というものと、それから、熔融スラグが出てくるという、この関係ですが、量はどのぐらい年間に出るというふうに予想されているのか。スラグの量、全体の量、それとの関係で、業者がどういうふうに判断するのかということにもなるかと思しますので、どのぐらいの量を見込んでいるのか。それがリサイクルをされないと、埋立場にということになってしまいますので、その辺の量についても伺っておきたい。

それから、これについては、試運転後ということですので、両市の受け入れもこれにかかわってくるということですので、十分力を入れて、この辺は取り組んでいただきたいというふうに思います。

量についてお答えをいただきたいと思います。

リサイクルプラザの方については、生活小物などを持ち寄って、お互いに自由にリサイクル販売ができるような、交流の場にもなるということで、今、お話がありました。交流の場というのは、年がら年中というふうにはいかないのか、それはいつでも持ち込んで、いつでも買いに行くというようなことを考えてみえるのか。ポイント、ポイントできょうは何の日みたいなことでやるのか。その辺もわかれば、教えてください、方向としてね。

それから、そういう取り組みの中でやっていくのですが、今、出ました試運転に関して、10月ぐらいから試運転をして、今、動いている施設はとめて、新しい方の施設で10月からもうごみの焼却の仕事をやっていくと、こういうことかと思いますが、そのあたり、試運転、そして現在、使っている施設の処分を今後どういう形で進めていくのか。新しい燃やすところがあれば、古い方は、壊すのは急がなくてもいいとは思いますが、壊す方もどういう計画なのかということをお聞かせください。

そして、委託料として出ているこれは1億4,000万円ですか、委託料ということですが、これの

委託先は、当然今のということなのか。新たに新しい施設ということで、委託先は新たにまた入札等を行っていくのか、そのあたり、なかなか業者をころころ変えるのは大変だからというふうには思いますが、やはり新しいシステムの担当をしていただくということであれば、入札ということなのかと思うんですが、そのあたりのお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（塚本孝明）

所長。

○所長（酒井恒房）

何点が質疑をいただきまして、まず、スラグの関係でございますが、量はどのぐらい見込んでいるのかというお話、これがまた、いろいろ先進事例で聞いておるんですが、ごみ量の5%から6%ぐらいになる。あるいはもう少し低いだろうというようなお話もいただいております。私どもとしては、ちょっと数字的には、あまりはっきりは申し上げられませんが、4,000 t前後ぐらいがスラグになるのではないかなど、これは現時点での見込みでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、リサイクルプラザの運営の関係でございますが、まだ現時点では、はっきりとしたところまで決定はしておりません。今後、まだ来年の4月オープンということでございますので、それに合わせまして十分調査研究をし、PRをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

現状の、新施設の運転に伴い、既存施設をどうするのかというお尋ねでございますが、新施設へのごみの全量搬入は、平成20年、ことしの12月を予定しております。既存焼却施設は、その時点で既存のごみピットに残っているごみを焼却し終えまして、それから、とめることとなります。残っているごみの量にもよりますが、12月中にはとめることになろうかと思っております。

焼却炉を停止した後、仕舞い養生といいますか、悪臭等、環境汚染防止措置として、また防災措置といたしまして、ごみピット、灰ピットの清掃、排水処理各槽及び薬品タンクの清掃を行いたいと考えております。また、ダイオキシンなどの有害物質飛散防止措置といたしまして、煙突の頂上部の閉鎖工事も行っていきたいと思っております。閉鎖後の工場棟内には、容易に侵入できなくするなど、防犯対策もとっていくことを考えております。

また、現在の工場棟の利用方法をどうするのかというお話ですが、この関係に関しましては、刈谷市、知立市と十分協議をしまして、解体を含めた利用方法を検討していきたいと考えております。今後の検討とさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、委託料の関係でございますが、これは新たに契約をしていくものと考えております。契約方法については、今後、これも十分調査してみたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（塚本孝明）

15番、中島牧子議員。

○15番（中島牧子）

ありがとうございました。いろいろ今後の課題ということも含んで承知をさせていただきました。それから、クリーンセンターの管理費やら、それから、余熱施設、それぞれ電気料等大きな地位を占めるものということになっているなというふうに思うのですが、発電が今度、自家発電をしていくということになりまして、そのあたりがどういう大きな効果が得られるんだらうかという見通し、刈谷知立環境組合実行計画・エコアクション、これも見せていただきまして、23年度までの使用量目標量が18年度に対して6分の1以下になるなという数字が一応出されております。大変発電効果がこういう形で大きいものにならうかというふうに思いますけれども、どのぐらいの使う方と売電する方と、いろいろな形で金額も変わってこようかと思いますが、発電量の見込み、先ほどはスラグの見込みを伺いましたが、発電量が、これもごみの量との関係がありますので、現状だとこう、それから、ごみをどこまで減量するのかという、こういう計画も持っておみえになりますので、そういうこととの絡みということにならうかと思いますが、現在、ことし、08年度から京都議定書が発効します。そして、このエコアクションというものが具体的に目標を持って推進されなければならないという、こういう年度になるわけです。そうすると、具体的に私、これ見てもCO<sub>2</sub>削減ということのためではあるのですけれども、CO<sub>2</sub>の数値というものは、エコアクションの中には書かれていないので、そのあたりどのぐらいのCO<sub>2</sub>、今、クリーンセンターが出しているんだと。それをどこまで減らそうとしているのかと。こういう大きな、これは世界的な取り組みですので、だけど、私たちの足元からの取り組みがなければならぬと、こういうことですので、やはり詰めていかなければならない課題だというふうに思います。

このエコアクションに関して、今、皆さんのところに資料があるわけではないので、大変申しわけないんですが、CO<sub>2</sub>の削減、どのような大きな目標で取り組もうとしているのか。よって、各市がどういふ努力をしなければいけないのかというのをお互い義務として各市から出ている議員としても把握をしたいなというふうに思うわけで、そのあたりの計画について少しお答えいただければ、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（塚本孝明）

所長。

○所長（酒井恒房）

まず、CO<sub>2</sub>の削減をどこまで刈谷知立環境組合実行計画・エコアクションについてお尋ねをいただきましたので、その関係で答弁させていただきます。

環境組合は、刈谷知立環境組合実行計画・エコアクションK Cを平成19年7月に策定をさせていただきます。これは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、地球温暖化対策に対する目標達成計画と位置づけております。この計画の中で、温室効果ガスの削減目標を掲げ、平成18年度を基準年度として5年計画で平成23年度に温室効果ガス排出量を1.5%削減することとしており、そのための取り組み、推進方法として、焼却ごみ量の削減、燃料及び電気使用量の削減、市民に対するごみ分別の啓発などを具体的に定めたものでございます。

平成18年度の環境組合からの温室効果ガス排出量は、CO<sub>2</sub>に換算しますと、2万8,677トンになります。これを平成23年度に約2万8,247トンまで削減するというものであります。

なお、刈谷市、知立市の住民1人当たり、19年1月1日現在で見ますと、21万1,075人ということになります。住民1人当たり換算しますと、平成18年度の排出量は、約136キログラムとなります。ただ、温室効果ガス排出量は、議員さんもおっしゃられたんですが、ごみ搬入量により、大きく左右されますし、また、ご存じのように、現在、私ども環境組合は、更新施設を工事しておる最中ございまして、時期的にも目標を立てるのがなかなか難しい状況であるということもご理解いただければと思っております。

それから、電力供給のお話ですが、このあたりも私どもも重要なポイントであろうとは認識をしております。6,400キロワットの蒸気タービン発電機を設置し、新しい工場棟、管理棟、破碎棟、余熱ホールなどの組合施設に電力を供給してまいりたいと考えております。

電力量についてどのぐらい賄えるかは、まだ現在ははっきりしてないと、この時点では、そう願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚本孝明）

15番、中島牧子議員。

○15番（中島牧子）

今、数字の確認ということで申しわけないのですが、1人当たり136キログラムのCO<sub>2</sub>現在というふうに言われました。日でいいですか。今、数字の説明がちょっと不明確でありましたので、その点の確認をさせていただかないと、いけないということですので。

○議長（塚本孝明）

所長。

○所長（酒井恒房）

1年ということで。

○議長（塚本孝明）

7番、大長雅美議員。

○7番（大長雅美）

1点だけ、質問させてください。

今、20年度予算の説明があったんですが、予算説明書の22ページなんですけれども、建設事業費ということで、本年度予算額が33億1,203万7,000円ですか、こういう数字が一般廃棄物処理施設整備事業費というところに入ってきているのですが。先ほどの質疑が終わった補正予算、それは継続費の3億円前倒しと、こういうような話で、補正予算書の方の4ページのところに、継続費を含めるということで、補正前と補正後という項目がございまして、一番下のところが20年度で、上は補正前だと36億468万3,000円ということで、今度は補正後は3億円マイナスですから、20年度は33億468万3,000円と、こういう数字が載っているのですよね。それが単純にこの数字がいわゆる20年度にこういうところに載ってくるのかと思っていたら、先ほど言いましたように、20年度は33億1,203万7,000円という数字が入ってきましたので、この差はどういうことであるかなというところをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（塚本孝明）

所長。

○所長（酒井恒房）

補正予算書の4ページのところと、それから、20年度の予算説明書の22ページ、その数字の違いということでございますが、更新施設建設に当たりましては、平成17年度から20年度までの4カ年の継続費として予算を認定していただいております。この継続費の内訳でございますが、当初予算を組む際に、4カ年で必要となります9節旅費のうち、工場検査のための検査旅費にかかる費用、13節のごみ焼却施設施工監理業務委託料、15節のごみ焼却建設工事費、これが内訳でございます。

予算説明書の23ページをごらんいただきたいと思うのですが、20年度につきましては、本年度予算額33億1,203万7,000円のうち、13節のごみ焼却施設施工監理業務委託料が5,689万6,000円、15節ごみ焼却施設建設工事費の32億4,778万7,000円が継続費分になります。その合計が補正予算書の補正後の33億468万3,000円となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塚本孝明）

7番、大長雅美議員。

○7番（大長雅美）

わかりました。だから、単純に継続費と20年度のその予算ですか、建設事業費のは、イコールではないと。その中の委託料と、工事請負費ですか、15節の。これを足したのは、先ほど言いました継続費の33億円、こういう数字になるということで、よろしいですか。

○議長（塚本孝明）

所長。

○所長（酒井恒房）

はい。

○議長（塚本孝明）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論は終結をいたします。

これにて本案を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本孝明）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

---

○議長（塚本孝明）

以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第1回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

---

#### 会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 塚本 孝明

刈谷知立環境組合議会議員 神谷 昌宏

刈谷知立環境組合議会議員 山内 智彦